第4次地域管理経営計画書第4次国有林野施業実施計画書

(大阪森林計画区)

(第二次変更計画)

(変更年月 平成24年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

[地域管理経営計画]

は	じめに	1
1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 国有林野の管理経営の基本方針	
	ウ 取扱いの基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2
	(4) 主要事業の実施に関する事項	
	イ 主要事業の総量	4
	国有林野施業実施計画〕	
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、	
	伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(6) 伐採総量 ·····	6
3	林道の整備に関する車項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第4次地域管理経営計画(大阪森林計画区)の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革に取り組み、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきました。

また、森林及び林業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、<u>平成20年12月には「国有林野の管理経営</u>に関する基本計画」が策定、平成23年7月には「森林・林業基本計画」が変更されたところです。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国 民の皆さんから意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に 関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、平成22年4月1日から 平成27年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆さんの理解と協力を得ながら、大阪森林計画区における国 有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ウ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行います。森林の取扱いに当たっては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

機能類型	対象とする森林
水土保全林	土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の 確保を第一の目的として管理経営すべき森林
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然との ふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経 営すべき森林
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行 うことを第一の目的として管理経営すべき森林

本計画区の機能類型別面積は次表のとおりです。保健休養の場となる森林など「森林と人との共生林」が100%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位:面積 ha、比率 %)

区分	水土保全林	森林と人と の共生林	資源の循環利用林	合 計
面積	_	1, 033	4	1, 037
比率	_	100	0	100

注: 四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能 発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて 必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

本計画には該当する国有林野はありません。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な動植物の生息・生育地の保存のために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等への利用など保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供など適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

本計画には該当する国有林野はありません。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、 多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林や必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林に誘導することを目標とし、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

具体的には、育成複層林施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上に配慮した施業を行うこととし、必要に応じて遊歩道等の施設を整備します。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、広く国民の利用に提供します。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位:ha)

区	分	自然	維 持 タ イ プ う ち 保 護 林	森林空	間利用タイプ うちレクリエーションの森	計
面	積	_	_	1,033	878	1, 033

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森 林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育 及び間伐等を推進することにより木材資源の充実に努めます。

具体的には、分収林契約等を行っている国有林野を対象として、林木の成長が旺盛で必要

に応じて林業生産基盤が整備されている森林に誘導することを目標とします。このため、洪 水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発 揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位: ha)

区	分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面	積	4	_	4

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係について は、次表のとおりです。

	機 怠	七 <u>類型</u>	公益的機能別施業森林
	<u>国</u> 上	土砂流出崩壊防備	・山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林
<u>水 土</u> 保全林	<u>土保全タイプ</u>	気象害防備	・山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林・快適環境形成機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林
		生活環境保全	・快適環境形成機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林
	水源涵養タイプ		· 水源涵養機能維持増進森林
森林と	自然維持タイプ		・保健文化機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林
<u>人との</u> <u>共生林</u>	森林空間利用タイプ		・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
資源の領	香環利 月	月林	· 水源涵養機能維持増進森林

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保 育、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)の事業総量は以下のとおりです。

第4次国有林野施業実施計画(大阪森林計画区)の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変 更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加します。

また、林道計画について路線名を一部変更します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、 伐 採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア))なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位:材積 m3、面積 ha)

	林地			1-1- 1-14	合 計			
	区 分	主 伐	間伐	小 計	臨 時 伐採量	計	林地以外	合 計
森林と人と	森林空間利用 タイプ	429	(255. 26) 24, 230	24, 659	2,000	2,000 26,659	_	26, 659
人と林	計	429	(255. 26) 24, 230	24, 659	2,000	20, 039		20, 039
資源の循環 利用林	スギ・ヒノキ 人工林中径材	542		542				
循用環林	計	542	_	542				
	合 計	971	(255. 26) 24, 230	25, 201	2, 000	27, 201	_	27, 201
	年 平 均	194	(51. 05) 4, 846	5, 040	400	5, 440		5, 440

注:「間伐」欄の()は、間伐面積

(再掲) 市町村別内訳

(単位:材積 m³、面積 ha)

F /\		林		地		사나 나나	^ ∌I.
<u>区 分</u>	主伐	間伐	<u>小 計</u>	臨 時 伐採量	<u> </u>	<u>林地</u> 以外	合 計
高 槻 市	_	(26. 16) 2, 060	<u>2, 060</u>				
箕 面 市	<u>971</u>	(207. 88) 20, 615	<u>21, 586</u>				
<u>阪 南 市</u>	<u>–</u>	(10. 66) 904	<u>904</u>				
岬 町	_	(10. 56) <u>651</u>	<u>651</u>				
<u>合 計</u>	971	(255. 26) 24, 230	<u>25, 201</u>	<u>2, 000</u>	27, 201	_	<u>27, 201</u>

注:1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)の(4)の(4)の(4)の(5)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

(単位: m)

基 幹 • 管理別	開 設・改良別	路線名	箇 所 (国有林·林班)	延 長	機能類型タイプ別	備	考
管 理 開 設		箕面 <u>林業専用道</u>	箕面 271	820	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)		
Ē	Ħ	1 路線		820			
管 理	改良	天上谷林道	箕面 275~281	1, 975	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)		
		箕面林道	箕面 268~274	1, 434	森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)		
計		2路線(2	: 箇所)	3, 409			

注:種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。